

地域省エネ事業(事業コード:5516)



総事業費：一千円／期間：2021-
事業費：1,000千円／①+②割合：0%
(事業費内訳／①一般財源：0千円、②起債：0千円)

- 法定受託事務
- 自治事務（義務）
- 自治事務（任意）

環境政策課
内線 351

[目的] 地球温暖化対策推進法に基づき、地方公共団体は、市域及び市の施設等から排出される温室効果ガス(CO₂等)の削減が求められています。市民、事業者に対して脱炭素に関する情報提供を行い、市域で排出される温室効果ガスの排出量削減を目指します。また、令和5年に制定した「鹿嶋市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、市施設等から排出される温室効果ガスの50%削減(平成25年度比、令和12年度まで)を目指します。

[期待する効果] 市域の温室効果ガスの削減、市施設等の温室効果ガスの削減

[事業内容]

- ① 一般家庭へ再生可能エネルギーの普及促進を図るため、蓄電システム(蓄電池)の補助を行います。
補助金額 1設備の上限50千円 予算総額1,000千円(県10/10補助事業)
補助対象 自宅の太陽光発電設備から発電した電気を貯められる蓄電池を設置すること。
実施状況 令和6年度 19件 令和5年度 19件 令和4年度 20件 令和3年度 22件
- ② 「鹿嶋市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、市施設等から排出される温室効果ガスの測定を行い、削減に向けた取り組みを実施、また点検・評価を行い、市民に公表します。
市施設から排出される温室効果ガス削減のため、市の職員を対象に研修を行います。
- ③ クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)の周知啓発、民間事業者との協定締結。
(令和6年度 公共施設6箇所・民間施設14箇所)



地球温暖化による気候変動は世界的な課題となっています。カーボンニュートラル達成のため、国・県との連携を強化し、再生可能エネルギーの普及等、温暖化対策を図ってまいります。